

【参考訳】

2025年1月17日

国際会計基準審議会 御中

IASB公開草案 (ED/2024/7)**「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』
(202x年改訂)」に対するコメント**

1. 企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、2024年9月に公表された国際会計基準審議会（IASB）のIASB公開草案（ED/2024/7）「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」（以下「ED」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々のEDに対する全般的なコメントは次のとおりである。

（持分法プロジェクトを進めるためのIASBのアプローチについて）

3. 日本は、持分法が一般的に使用されている法域の1つである。一部の企業は、貸借対照表における持分法投資の金額が多額となっており、その結果、損益計算書における関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分が多額になっている。
4. 企業が投資先に対する重要な影響力又は共同支配を獲得する理由は様々であるが、最も一般的な理由には以下が含まれる。
 - (a) 企業が、投資の全体的な規模や関連するリスクを考慮して、将来的に追加投資を行って投資先の支配を獲得したり、投資から撤退したりする柔軟性を維持して、投資規模を限定することを意図的に決定するため。
 - (b) 企業が支配持分を取得できないことから、（例えば、法域の法律及び規制が外国投資家による支配持分の取得を認めていない場合、又は企業が投資を行う時点で既に支配株主が存在する場合）他の株主と共同で事業に参画するため。

我々は、重要な影響力又は共同支配は、投資先の支配（この場合、IFRS第3号「企業結合」が適用される）を構成するものではないことには同意するが、投資者に関連のない第三者に対する投資（この場合、IFRS第9号「金融商品」が適用され

る)とは異なるものであるとも考えている。我々は、重要な影響力又は共同支配を伴う投資は別個の投資カテゴリーであり、そのため IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」が正当化されると考えている。また、上述した理由はいずれも重要な影響力又は共同支配は偶然に得られるものではないことを示しており、企業の経営者は一般的に、関連会社及び共同支配企業を子会社とある程度同様に、拡大された連結グループの一部と見ていることに留意している。

5. 我々は、持分法は単純な一行連結又は測定基礎ではなく、2つの考え方のハイブリッドであると考えている。このように2つの考え方のハイブリッドであると認識した上で、我々は、持分法は、測定基礎としての側面に焦点が当てられる特定の例外を除くと、一行連結の側面と整合的であるべきであると考えている。なぜなら、持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業は、投資者に関連のない第三者に対する投資と比較して子会社に近いと考えられるため、連結とより整合的な会計処理の方がより関連性がある財務情報を提供する結果になるであろうからである。
6. この点から、我々は、現時点で一行連結と整合的である IAS 第 28 号の既存の要求事項を修正する ED の提案には反対する。我々の見解では、そのような提案は、持分法に対する根本的な変更をもたらすものであり、持分法の根本的な見直しを行わないとする IASB のアプローチと整合しないと考えられる。
7. とりわけ、我々は、関連会社との取引について、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリーム取引から生じた利得及び損失の全額を認識する提案には強く反対する。なぜなら、認識する利得又は損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲に制限する IAS 第 28 号の既存の要求事項は、一行連結の典型的な側面を反映していると考えられるからである。

(持分法に対する多様な見解を踏まえた代替案)

8. 前述のとおり、我々は、関連会社及び共同支配企業に対する投資は持分法を適用することによって別個の投資カテゴリーとして会計処理されるべきだと考えている。我々はまた、持分法は、基本的には一行連結と整合的であるべきだと考えている。一方、我々は、持分法に否定的な利害関係者が世界には存在することも承知している。これらの利害関係者は、典型的には、関連会社及び共同支配企業に対する投資といった別個の投資カテゴリーは存在すべきでなく、そのような投資に IFRS 第 9 号を適用することで関連性のある情報が提供されると主張している。
9. 我々は、持分法に否定的な利害関係者の見解は、持分法の改善に関する議論には反映されるべきではないと考える。なぜなら、彼らの見解は持分法の適用範囲に関する論点により関連性があるものと考えられるからである。

10. 仮に IASB が持分法の適用範囲に関する多様な見解に対処する必要があるのであれば、考えられる代替的な方法の 1 つは、企業が持分法の適用によって関連性のある情報が提供されないと結論付ける場合に重要な影響力又は共同支配を伴う投資を IFRS 第 9 号に従って会計処理するオプションを導入することかもしれない。それと同時に、IASB は、関連会社及び共同支配企業に対する投資は持分法を適用することにより別個の投資カテゴリーとして会計処理すべきとする考え方に着目しながら、基本的には一行連結の考え方と整合的な方法で持分法を改善することが可能となる。

(ED において IASB が識別した「原則」の使用について)

11. 現行の IAS 第 28 号に基づく持分法の適用から生じる現在の実務上の論点に対処するための原則についての我々の見解は、2021 年 9 月に公表した ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第 3 号「持分法会計についての視点」¹ (以下、「ショート・ペーパー」という。) に要約されている。ショート・ペーパーでは、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定基礎の側面を重視すべきかを明確にする原則を提案している。
12. 我々は、持分法に関する要求事項の変更は、利害関係者によって合意された原則と整合的なものであるべきであると考えている。また、ショート・ペーパーにおいて提案したとおり、当該原則に関する議論は、一行連結及び測定基礎としての側面に基づくべきと考えている。
13. IASB は、ED の結論の根拠において、現行の IAS 第 28 号の基礎となっている 8 つの「原則」を識別し、これらの「原則」を適用して適用上の疑問点に回答したとしている。我々は、次の点から IASB が識別した「原則」自体、及び ED の提案を導くにあたっての IASB によるこれらの「原則」の使用に懸念がある。
 - (a) ED の「原則」を識別するにあたって、IASB は、持分法の基礎となる概念を構成すると我々が考えている一行連結及び測定基礎としての側面を考慮していない。我々は、そのような「原則」が利害関係者に受け入れられるとは考えていない。また、そのような「原則」の使用は、適用上の疑問点の根本的な解決をもたらさないと同時に現在の実務を変更するためのコストを正当化しないと考える。
 - (b) IASB が識別した「原則」は、ED おける複数の提案全体を通じて一貫して適用されていない。例えば、BC78 項では、「原則 B」及び「原則 C」は、IASB が提

¹ <https://www.asb-j.jp/opinion/discussion/2021-0903.html>

案するアプローチとは必ずしも整合的ではないことが示されている。我々は、IASB がこれらの「原則」を一貫して使用していない以上、「原則」の使用に関する IASB のアプローチは説得力がないと考えている。

(重要な影響力又は共同支配の獲得と支配の獲得との違い)

14. 我々は、重要な影響力及び共同支配はいずれも、投資先に対する支配を構成しないことに留意している。従って、我々は、IFRS 第 3 号に従って支配の獲得が重大な経済事象であることを根拠として子会社の支配獲得時に要求される会計処理について、重要な影響力又は共同支配の獲得時に必ずしも要求されるべきではないと考えている。当該見解は、質問 1 の「関連会社の原価の測定」及び質問 6 の「個別財務諸表において持分法が適用されている子会社に対する投資」に関する提案に対する我々の反対意見の根拠となるものである。
15. 個々の質問に対する回答は、別紙を参照されたい。
16. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜
企業会計基準委員会 委員長

EDにおける個々の質問に対するコメント

ED で求められている個別の質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

質問 1—関連会社の原価の測定

（[案] IAS 第 28 号（202x 年改訂）の付録 A 並びに第 13 項、第 22 項、第 26 項及び第 29 項）

IAS 第 28 号の第 32 項は、重要な影響力を獲得する投資者が、投資の原価と関連会社の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する投資者の持分との差額を、のれん（投資の帳簿価額に含める）又は割安購入益（純損益に認識する）のいずれかとして会計処理することを要求している。しかし、IAS 第 28 号は、投資者が重要な影響力の獲得時に投資の原価をどのように測定するのかについての要求事項を含んでいない。例えば、

- (a) 関連会社に対して従来保有していた所有持分を公正価値で測定するかどうか
- (b) 条件付対価の認識及び測定を行うかどうか及び行う場合の方法

IASB は投資者が次のようにすることを提案している。

- (a) 関連会社の原価を、重要な影響力の獲得時に、移転した対価の公正価値（関連会社に対して従来保有していた所有持分の公正価値を含む）で測定する。
- (b) 条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する。その後は、
 - (i) 資本性金融商品に分類した条件付対価は再測定しない。
 - (ii) その他の条件付対価は各報告日に公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

結論の根拠の BC17 項から BC18 項及び BC89 項から BC93 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

(従来保有していた所有持分を公正価値によって測定する根拠)

1. 関連会社の原価を、重要な影響力の獲得時に、移転した対価の公正価値（関連会社に対して従来保有していた所有持分の公正価値を含む）で測定することを要求する提案には反対しない。従来保有していた所有持分は、IFRS 第 9 号に従って公正価値で測定されていたことが想定されるため、当該提案は、長期間が経過している可能性がある投資の当初の支払対価を算定しないことを可能とするだろう。
2. しかし、我々は、重要な影響力及び共同支配はいずれも、投資先に対する支配を構成しないことに留意している。従って、我々は、IFRS 第 3 号に従って支配の獲得が重大な経済事象であることを根拠として子会社の支配獲得時に要求される会計処理について、重要な影響力又は共同支配の獲得時に必ずしも要求されるべきではないと考えている。
3. この点、我々は、従来保有していた所有持分の公正価値による測定は、当該投資が重要な影響力又は共同支配の獲得時に処分されたとみなす考え方を前提として要求されるべきではないと考えている。このため、我々は、IASB が IFRS 第 9 号に従って公正価値で測定されていた従来の所有持分の帳簿価額が、関連会社又は共同支配企業に対する投資の重要な影響力又は共同支配獲得時の「みなし原価」として使用されることを明確化することを提案する。

(「関連会社又は共同支配企業の原価」の定義)

4. 「関連会社又は共同支配企業の原価」の定義について、次の点に関連して見直しを行うことを提案する。
 - (a) 当該定義は、「投資者が重要な影響力を獲得する日又は共同支配投資者が共同支配を獲得する日現在で測定した」移転した対価の公正価値のみに言及している。この点、我々は、投資者が重要な影響力又は共同支配を保持している間に所有持分を追加取得する場合にも原価が生じると考えているため、IASB は「関連会社又は共同支配企業の原価」の定義において、移転した対価の公正価値が測定されるタイミングを重要な影響力又は共同支配を獲得する日に限定すべきではないと考える。
 - (b) IASB が、「関連会社又は共同支配企業の原価」の定義を導入し、関連会社及び共同支配企業の原価の測定について明確化するのであれば、取得コストの取扱いについても明確化されるべきである。ED は、投資者が関連会社又は共同支配企業に対する投資を「原価」で認識することを提案するものであるため、我々は、ED は、取得コストの取扱いについて関連会社又は共同支配企業の原価に取得に直接起因するコストが含まれるとした 2009 年 7 月の IFRIC アジェンダ決

定の内容を変更するものではないと考えている。このため、当該取扱いを改訂後の IAS 第 28 号の要求事項に含めることを IASB に提案する。

(ED において IASB が識別した「原則」の使用について)

5. ED の BC18 項(b)では、投資原価を公正価値で測定することは、関連会社の識別可能な資産及び負債を重要な影響力の獲得時の公正価値で測定するという「原則 D」に合致するとしている。この点、我々は、「原則 D」が利害関係者によって受け入れられたものとは考えておらず、さらに関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の測定に言及している当該原則と投資原価の測定との整合性が求められる論拠についても明確とはいえないと考える。

質問 2—重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動

([案] IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の第 30 項から第 34 項)

IAS 第 28 号は、重要な影響力を保持している間に次のことから生じる関連会社に対する所有持分の変動を投資者がどのように会計処理するのかに関する要求事項を含んでいない。

- (a) 関連会社に対する追加の所有持分の購入
- (b) 関連会社に対する所有持分の処分 (部分的な処分)
- (c) 関連会社に対する投資者の所有持分のその他の変動

IASB は投資者が次のようにすることを提案している。

- (a) 関連会社に対する追加の所有持分の購入日に、
 - (i) その追加の所有持分を認識し、移転した対価の公正価値で測定する。
 - (ii) 関連会社の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する投資者の追加の持分を帳簿価額に含める。
 - (iii) (i) と (ii) の差額を投資の帳簿価額の一部として含まれるのれん又は純損益に含まれる割安購入益のいずれかとして会計処理する。
- (b) 所有持分の処分日に、
 - (i) 関連会社に対する投資のうち処分した部分 (投資の帳簿価額に対する割合

で測定) の認識の中止を行う。

(ii) 受取対価と処分した部分の金額との差額を純損益に利得又は損失として認識する。

(c) 関連会社に対する所有持分のその他の変動について、

(i) 所有持分の増加を、追加の所有持分を購入したかのように認識する。

(a) (i)における「移転した対価の公正価値」を「関連会社の資本性金融商品の償還から生じた関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分」と読み替えなければならない。

(ii) 所有持分の減少を、所有持分を処分したかのように認識する。(b) (ii)における「受取対価」を「関連会社の資本性金融商品の発行から生じた関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分」と読み替えなければならない。

結論の根拠の BC20 項から BC44 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

6. 本質問に関連する提案については、我々の法域における企業が現在 IAS 第 28 号を適用している方法と基本的には整合的であると考えられることから、IASB が提案を進めることを支持する。

質問 3—損失に対する投資者の持分の認識

([案] IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の第 49 項から第 52 項)

IAS 第 28 号の第 38 項は、損失に対する投資者の持分が関連会社に対する持分と等しいか又は超過する場合には、投資者がそれ以上の損失に対する持分を認識しないことを要求している。しかし、IAS 第 28 号は、関連会社に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資者が次のようにするかどうかに関する要求事項を含んでいない。

(a) 追加の所有持分の購入時に、認識していない損失を追加の所有持分の原価から差し引くことによって「キャッチアップ」修正として認識する。

(b) 関連会社の包括利益の各構成要素に対する持分を区分して認識する。

IASBは投資者が次のようにすることを提案している。

- (a) 追加の所有持分の購入時に、認識していなかった関連会社の損失に対する持分を、その追加の所有持分の帳簿価額を減額することによって認識することはしない。
- (b) 関連会社の純損益に対する持分と関連会社のその他の包括利益に対する持分を区分して認識して表示する。

結論の根拠の BC47 項から BC62 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

7. 我々は、関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資者の会計処理については、現時点において個別の事実及び状況に基づく様々な会計実務が存在すると理解している。したがって、あらゆるケースに適用される単一の会計処理を要求する ED の提案には同意しない。

（「キャッチアップ」修正について）

8. 我々は、追加の所有持分の購入時に未認識の損失を「キャッチアップ」しないとす
る提案には、次の理由から基本的には同意しない。
- (a) 債務超過となっている関連会社又は共同支配企業の過去の期間の欠損填補の目的で追加の投資を行うような場合には、「キャッチアップ」修正を行うことにより、関連会社又は共同支配企業の純資産に対する投資者の持分がより忠実に表現される結果となる。
 - (b) 追加持分の購入直後に減損が認識されるかもしれないとしても、「キャッチアップ」修正を要求しないことは正当化できない。なぜなら、「キャッチアップ」修正の対象となる未認識の損失は、過去に発生した確定損失であるのに対して、減損損失は将来キャッシュ・フローに基づき算定された回収可能額に基づく金額を捉えるものだからである。
9. 一方、我々は、我々の法域における利害関係者の一部は、ED の BC53 項に示されているようなスタートアップ企業の例を参照し、ED の提案に賛成していることにも留意している。そのような利害関係者はさらに、「キャッチアップ」修正に関する

要求が投資者のスタートアップ企業に対する投資意思決定に悪影響を与えることに対する懸念も述べている。

(包括利益の各内訳項目の認識について)

10. 我々は、純損益に対する持分とその他の包括利益に対する持分を区分して認識する点及び投資者はまず純損益に対する持分を認識し、それからその他の包括利益に対する持分を認識とする順番については、ED における提案にその根拠とあわせて基本的に同意する。
11. また、仮に IASB が純損益及びその他の包括利益に対する持分を認識する順番に関する提案を進める場合には、その他の包括利益に認識される項目に関して、特に、リサイクリングされる項目とそうでない項目との間での順番についても明確化する必要があると考える。
12. しかしながら、我々は、投資者が関連会社又は共同支配企業に対する投資をゼロまで減額した後の会計処理方法については、現時点で様々な会計実務が形成されていることにも留意している。我々の理解では、これらの実務は様々な状況における投資に関する経済実態を最もよく反映する会計方針を検討した結果として形成されたものである。そのため、ED において提案された方法が、投資に関する経済実態を常により忠実に表現する結果となると結論付けるのは困難であると考ええる。

質問 4—関連会社との取引

([案] IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の第 53 項)

IAS 第 28 号の第 28 項は、投資者が自らと関連会社との間の取引から生じた利得及び損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識することを要求している。この要求は、「ダウンストリーム」取引（投資者から関連会社への資産の売却又は拠出など）と「アップストリーム」取引（関連会社から投資者への資産の売却など）の両方に適用される。

投資者が関連会社との取引で子会社に対する支配を喪失する場合、利得又は損失の一部分のみを認識するという IAS 第 28 号の要求は、子会社に対する支配の喪失に係る利得又は損失の全額を認識するという IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の要求と不整合である。

IASB は、投資者が関連会社とのすべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引（子会社に対する支配の喪失を伴う取引を含む）から生じた利得及び損失

の全額を認識するよう要求することを提案している。

結論の根拠の BC63 項から BC84 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

13. 我々は、当該提案に強く反対する。
14. 我々は、持分法は単純な一行連結又は測定基礎ではなく、2つの考え方のハイブリッドであると考えている。このように2つの考え方のハイブリッドであると認識した上で、我々は、持分法は、測定基礎としての側面に焦点が当てられる特定の例外を除くと、一行連結の側面と整合的であるべきであると考えている。
15. したがって、我々は、現時点において一行連結と整合的である IAS 第 28 号の既存の要求事項を修正する ED の提案には反対する。我々の見解では、認識する利得又は損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲に制限する IAS 第 28 号の既存の要求事項は、一行連結の典型的な側面を反映していると考えられる。我々は、当該要求事項を修正する IASB の提案は、現時点で一行連結と整合している持分法に対する根本的な変更をもたらす結果となると考えている。
16. また、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の開示要求を修正し、企業に関連会社又は共同支配企業との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失に関する情報の提供を求める ED の提案は、利得又は損失の全額の認識を要求することは、現行の IAS 第 28 号に基づく現在の実務と比較してより単純で適用コストが低いとする IASB の根拠と矛盾している。
17. さらに、ED の提案は、関連会社又は共同支配企業に対する重要な影響力又は共同支配を行使することによって、連結財務諸表における資産及び純利益の過大又は過少計上につながるような取引を行うストラクチャリングの機会を投資者に提供する可能性がある点も懸念される。
18. IASB によって識別された「原則」の IASB による適用に関して、IASB は BC78 項において、「原則 B」及び「原則 C」は、IASB が提案するアプローチとは必ずしも整合的ではないが、関連会社との取引において投資者の利得又は損失の一部を消去するという IAS 第 28 号の第 28 項における要求とより整合的であるとしている。我々は、当該提案に関して IASB がこれらの「原則」を一貫して適用していない以上、「原則」を使用するという IASB のアプローチには説得力がないと考えている。

19. 全体として、我々は、持分法についての包括的な見直しを行うことなく、関連会社への子会社の売却から生じる利得又は損失をどのように認識すべきかという適用上の問題を解決するという目的のみの観点から、持分法の適用を通じて提供される財務情報の品質を向上させない持分法に対する根本的な変更が IASB から提案されたことを大変残念に思う。

質問 5—減損の兆候（公正価値の下落）

（ [案] IAS 第 28 号（202x 年改訂）の第 57 項）

IAS 第 28 号の第 41A 項から第 41C 項は、関連会社に対する純投資が減損していることを示すさまざまな事象を記述している。IAS 第 28 号の第 41C 項は、資本性金融商品に対する投資の公正価値が取得原価を下回る著しいか又は長期にわたる下落は減損の客観的な証拠であると述べている。適用上の疑問点の 1 つは、投資者が投資の公正価値の下落を評価すべきなのは、当該公正価値を報告日現在の関連会社に対する純投資の帳簿価額との比較によってなのか、当該投資の当初認識時の原価との比較によってなのかを質問していた。

IASB は次のことを提案している。

- (a) IAS 第 28 号の第 41C 項における投資の「取得原価を下回る（中略）下落」を「帳簿価額を下回る（中略）下落」に置き換える。
- (b) 公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落を削除する。
- (c) IAS 第 28 号に、投資の公正価値に関する情報は、関連会社に対する追加持分を購入するために支払った価格若しくは持分の一部を売却するために受け取った価格から、又は当該投資の市場相場価格から、観察される場合がある旨を説明する要求事項を追加する。

IASB は、減損に関する IAS 第 28 号の要求事項を再構成して適用しやすくすること、及び文言を IAS 第 36 号「資産の減損」に合わせることも提案している。

結論の根拠の BC94 項から BC106 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

(取得原価又は帳簿価額)

20. 投資者が投資の公正価値の下落の評価を、当該公正価値を報告日現在の関連会社に対する純投資の帳簿価額と比較することによって行うとする提案については、EDにおける提案の根拠とあわせて同意する。

(公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落の削除について)

21. 「著しいか又は長期にわたる」を削除する提案については、我々の法域の利害関係者の見解は分かれている。とりわけ、財務諸表作成者からは、当該提案により、減損の兆候がより頻繁に認識されることとなり、減損損失の認識につながるかどうか分からない減損テストを実施するためのコストの増加につながることを懸念する声が聞かれており、この点はEDのBC221項の表3に記載している予想される影響に関するIASBの分析と整合していない。一方、減損損失のより適時な認識につながるとしてEDの提案を支持する利害関係者（主に、利用者）もあった。
22. 財務諸表作成者はさらに、「著しいか又は長期にわたる」公正価値の下落の識別については、会計方針を策定の上一貫した適用がなされていることに言及し、この論点に関して未解決の適用上の問題点は識別されていないため、提案を適用することによる便益は、現行の実務を変更するために生じるコストを上回らないだろうと述べている。
23. また、我々は、以下の点については、IASBによる提案の明確化が必要であると考え
る。
- (a) 減損の兆候となる純投資の帳簿価額を下回る公正価値の下落を識別するタイミング。特に、報告期間中に一分でも公正価値が帳簿価額を下回れば減損の兆候に該当するかどうか。
 - (b) 投資の公正価値の測定単位。特に、関連会社が発行する株式に相場価格がある場合に、公正価値の測定単位は投資全体となるのか、又は個別の株式単位となるのか。

質問 6—個別財務諸表において持分法が適用されている子会社に対する投資

IAS 第 27 号の第 10 項は、親会社が個別財務諸表において、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を会計処理するために IAS 第 28 号における持分法を使用することを認めている。

IASB は、IAS 第 27 号の第 10 項を維持することを提案しており、これは本公開草案における提案が、投資者の個別財務諸表において持分法が適用されている子会社に対する投資に適用されることを意味している。

結論の根拠の BC112 項から BC127 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

24. 我々は、IAS 第 27 号「個別財務諸表」第 10A 項及び第 10B 項の提案に反対する。我々は、重要な影響力及び共同支配はいずれも、投資先に対する支配を構成しないことに留意している。したがって、企業が個別財務諸表における子会社に対する投資に持分法を適用することを選択する場合、支配の獲得又は喪失は投資の測定方法を変更しないとしても、企業は従来保有していた投資又は保持している投資を再測定すべきと考える。なぜなら、支配の獲得及び喪失は、重大な経済事象であるからである。

質問 7—開示要求

(IFRS 第 12 号の第 20 項(c)、第 21 項(d)から第 21 項(e)及び第 23A 項から第 23B 項並びに IAS 第 27 号の第 17A 項)

IASB は本公開草案において IFRS 第 12 号の修正を提案している。持分法を用いて会計処理される投資について、IASB は投資者又は共同支配投資者が次のことを開示するよう要求することを提案している。

- (a) 所有持分のその他の変動から生じた利得又は損失
- (b) 関連会社又は共同支配企業との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失
- (c) 条件付対価契約に関する情報

(d) 投資の期首と期末の帳簿価額の調整表

IASB は IAS 第 27 号の修正も提案している。親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いている場合に、親会社が子会社との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失を開示することを要求するものである。

結論の根拠の BC137 項から BC171 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

(「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失について)

25. 我々は、質問 4 の回答で述べたとおり、すべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引から生じた利得及び損失の全額を認識するよう要求する提案に反対している。このため、関連して提案されている「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失を開示する提案にも反対する。
26. また、我々は、ED の BC144 項(a)に述べられているとおり、利益の分解に関する情報の提供を企業に要求することを IASB が意図していることにも懸念を有している。なぜなら、純損益の分解に関する情報の開示の追加は、IAS 第 28 号の既存の要求事項に従って会計処理する場合の適用上の疑問点に対処とする IASB の持分法に関するプロジェクトの目的と全く関係がないと考えられるからである。

(期首と期末の帳簿価額の調整表について)

27. 調整表として開示が提案されている情報の多くは、キャッシュ・フロー計算書及び IFRS 第 12 号に従った開示を通じて既に開示されていると理解している。当該状況に基づき、我々の法域の利害関係者の見解は分かれている。
- (a) 財務諸表利用者は、調整表が注記される場合には分析のためのコストが削減され、関連会社又は共同支配企業からの配当金受領額のような追加の情報が提供されることから、ED の提案を支持している。
- (b) 財務諸表作成者は、調整表を通じて提供される情報の増分が限定的であるため、便益が調整表を作成するためのコストを上回らないと考えられることから、ED の提案を支持していない。

質問 8—要件を満たす子会社についての開示要求

(IFRS 第 19 号の第 88 項(c)、第 91A 項及び第 240A 項)

IFRS 第 19 号は、要件を満たす子会社が IFRS 会計基準を開示要求を削減して適用することを認めている。要件を満たす子会社が他の IFRS 会計基準書における開示要求の代わりに適用する開示要求を定めている。

他の IFRS 会計基準書における開示要求の修正案を開発する一環として、IASB は、要件を満たす子会社に対する開示要求の削減についての IASB の原則に基づいて、当該修正案のうちどれを IFRS 第 19 号に含めるべきかを定期的に検討する。

IASB は、要件を満たす子会社に次のことを要求するよう IFRS 第 19 号の修正を提案している。

- (a) 条件付対価契約に関する情報を開示する。
- (b) 関連会社又は共同支配企業との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失を開示する。

IASB は次のような IFRS 第 19 号の修正も提案している。個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を適用することを選択している子会社に、当該子会社との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失を開示することを要求するものである。

結論の根拠の BC172 項から BC177 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を、IFRS 第 19 号を適用している要件を満たす子会社についての開示要求の削減に関する原則（結論の根拠の BC175 項参照）を考慮に入れて、説明されたい。

28. 我々は、質問 4 の回答で述べたとおり、すべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引から生じた利得及び損失の全額を認識するよう要求する提案に反対している。このため、関連して提案されている「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失を開示するように IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を修正する提案にも反対する。

質問 9—経過措置

（ [案] IAS 第 28 号（202x 年改訂）の C3 項から C10 項）

IASB は、企業に次のことを要求することを提案している。

- (a) 関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという要求を遡及適用する。
- (b) 条件付対価に関する要求事項を、条件付対価の認識及び測定を移行日（一般的には適用開始日の直前事業年度の期首）現在の公正価値で行い、それに従って関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額を修正することによって、適用する。
- (c) 他のすべての要求事項を移行日から将来に向かって適用する。

IASB は、表示する追加の過去期間の修正再表示の免除も提案している。

結論の根拠の BC178 項から BC216 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

29. 我々は、質問 4 の回答で述べたとおり、すべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引から生じた利得及び損失の全額を認識するよう要求する提案に反対している。このため、我々は関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという要求の遡及適用を提案する ED における経過措置についても反対する。
30. 加えて、我々は、提案された経過措置の便益は、初度適用企業にも平等に適用されるべきだと考える。しかし、IASB は ED の結論の背景において、初度適用企業への適用可能性の考慮に関して何も述べていない。したがって、我々は、IAS 第 28 号の修正を最終化する前に IASB が初度適用企業に対する移行措置の提供について追加的に検討することを求める。

質問 10—提案の予想される影響

結論の根拠の BC217 項から BC229 項は、提案の導入による予想される影響についての IASB の分析を説明している。この分析に同意するか。反対の場合、分析のどの側面に反対であるのか、また、その理由は何か。

31. IASB が ED の BC221 項の表 3 に記載している、減損について大半の企業は、減損の兆候が存在するかどうかを評価する方法を変更する必要はないとする分析は、財務諸表作成者から聞かれている内容と整合していない。質問 5 の回答を参照されたい。

以 上